競争ルールの検証に関するWG(第 45 回)に関する追加質問事項

1 1円端末等過度な端末購入割引が問題となったが、白ロムを含めた割引上限額が緩和された場合、自ら過度な端末購入割引を行うことはないと約束できるか。

約束できないとすれば、その理由は何か。あるいはどうすれば約束できる状況を作ることが 可能と考えるのか。

(佐藤構成員、長田構成員)

(NTTドコモ回答)

- 2019 年の法改正時には想定していなかった端末単体値引き(白口ム割引)による1円端末等の過度な端末割引は、一部事業者が開始したことから、当社も競争対抗の観点で実施している状況です。
- 電気通信事業者(及び媒介等業務受託者)の販売する端末を対象とし、回線セット割引と白ロム割引を合計した額で端末割引の上限額を事業法で規律する場合、当社は、見直し後の規律を遵守して端末割引を行う考えです。
- 当社は、過度な端末割引が行われず、ユーザ間の不公平が生じない健全な競争環境を実現するために、まずは端末割引に係る上限額を2万円とし、一定のフォローアップを経て、必要に応じて段階的に緩和していくことが望ましいと考えます。

以上